

第1号様式

令和5年6月1日

## 省エネ最適化診断補助金交付申請書 兼 請求書

尼崎市 市長様

(申請者) 〒660-0051  
所在地 尼崎市東七松町1丁目23-1  
〒  
住所(個人のみ)  
名称(法人名・屋号) 七松食品株式会社  
代表者(肩書・氏名) 代表取締役 尼崎 太郎  
担当者(部署・氏名) 総務課 山田 花子  
電話 06-6489-1234  
E-mail h-yamada@nanamatsu.co.jp

省エネ最適化診断補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請(請求)額 (※該当欄に○)	A診断 (300kL未満) 9,500円	B診断 (300kL以上1,500kL未満) 15,000円	大規模診断 (1,500kL以上) 21,000円		
業種 (※該当欄に○)	製造業	サービス業	卸売業 小売業	建設業	その他
診断実施場所 及び施設名	尼崎市東七松町1丁目23-1 (施設名: 七松食品本社事務所)				
補助金振込先 ※申請者名義に限る	金融機関名	金融機関コード 1234 支店コード 567	尼崎	銀行	金庫・組合 本店・支店・出張所
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
	口座番号	1234567			
	フリガナ	ナナマツシヨクヒン(カ)			
口座名義	七松食品株式会社				
添付書類 (□に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ最適化診断補助金宣誓・同意書(本書裏面) <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ最適化診断報告書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し(発行6カ月以内)[法人の場合] <input checked="" type="checkbox"/> 代表者本人確認書類の写し(免許証、マイナンバーカード等)[個人の場合] <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座情報を確認できる書類[通帳見開き部分の写し等]				

※下欄は記入しないでください。

交付決定日	交付決定額	市担当者確認欄
	円	

裏面の宣誓・同意書もご確認のうえ記入ください

## 省エネ最適化診断補助金 宣誓・同意書

省エネ最適化診断補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、次の1号から4号までのいずれにも宣誓し、5号から9号までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合または同意した事項に違反した場合は、省エネ最適化診断補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けていない場合は補助金の交付を受けることを辞退し、既に交付を受けていた場合は速やかに尼崎市に返還します。

1. 補助対象要件を満たしていること。
2. 要綱第8条に定める提出書類等に虚偽のないこと。
3. 納期到来済み分の全ての市税に滞納がないこと。
4. 尼崎市暴力団排除条例について遵守すること。
5. 申請者に関する全ての市税の納税状況を尼崎市が調査し、補助金交付に係る審査及び確認に利用すること。
6. 無資格受領（申請が交付要件を満たさないにも関わらず補助金を受領することをいう。）または不正受領（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に書類等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受けることをいう。ただし、書類等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受領には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要綱第10条に従い補助金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した書類等について、交付要件の充足性を判断するために尼崎市が申請者の情報等を第三者に提供するまたは第三者から取得する場合があること。
8. 4号の事項に関連して、尼崎市から役員名簿等の必要資料の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
9. 本要綱に従うこと。

令和 5 年 6 月 1 日

名 称（法人名・屋号） 七松食品株式会社

代表者名（肩書及び氏名） 代表取締役 尼崎 太郎